

前回の振り返り

第2回検討委員会における確認事項

見直しの方向性

勤務日数に応じて支給するという地方自治法の原則を踏まえ、原則どおりすべて日額化する。

ただし、委員会の活動実績（活動日数、内容）により、定量的に把握できない活動や職責があり、日額のみでは評価しきれないと認められる場合には、月額で補完する。

